

令和元年第3回滝川市議会定例会（第1日目）

令和 元年 9月 4日（水）

午前 9時55分 開 会

午後 0時06分 散 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 会期決定

日程第 3 議長報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 報告第 3号 専決処分について（損害賠償額の決定）

日程第 6 議案第 1号 令和元年度滝川市一般会計補正予算（第3号）

議案第 8号 滝川市における子ども・子育て支援法第87条の規定に基づく過料に関する条例及び滝川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例の一部を改正する条例

議案第10号 滝川市こども発達支援センター条例等の一部を改正する条例

日程第 7 議案第 2号 令和元年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○追加日程

日程第 8 議案第 3号 滝川市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

日程第 9 議案第 4号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例

日程第10 議案第 5号 滝川市スポーツセンター条例の一部を改正する条例

日程第11 議案第 6号 滝川市石狩川河川敷パークゴルフ場条例の一部を改正する条例

日程第12 議案第 7号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

日程第13 議案第 9号 滝川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例

日程第14 報告第 1号 平成30年度決算に係る健全化判断比率について

日程第15 報告第 2号 平成30年度決算に係る資金不足比率について

日程第16 決算大綱説明及び監査委員の決算審査報告

認定第 1号 平成30年度滝川市一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第 2号 平成30年度滝川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 3号 平成30年度滝川市公営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 4号 平成30年度滝川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 5号 平成30年度滝川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 6 号 平成30年度滝川市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

認定第 7 号 平成30年度滝川市下水道事業会計決算の認定について

認定第 8 号 平成30年度滝川市病院事業会計決算の認定について

議案第11号 決算審査特別委員会の設置について

選任第 1 号 決算審査特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任につい
て

○出席議員 (16名)

1 番	三 上 裕 久 君	2 番	堀 重 雄 君
3 番	木 下 八重子 君	4 番	山 口 清 悦 君
5 番	山 本 正 信 君	6 番	渡 邊 龍 之 君
7 番	関 藤 龍 也 君	8 番	寄 谷 猛 男 君
9 番	佐々木 和 代 君	10 番	安 樂 良 幸 君
11 番	本 間 保 昭 君	12 番	田 村 勇 君
13 番	柴 田 文 男 君	14 番	荒 木 文 一 君
15 番	水 口 典 一 君	16 番	東 元 勝 己 君

○欠席議員 (0名)

○説 明 員

市 長	前 田 康 吉 君	副 市 長	千 田 史 朗 君
教 育 長	山 崎 猛 君	監 査 委 員	宮 崎 英 彰 君
会 計 管 理 者	田 湯 宏 昌 君	総 務 部 長	中 島 純 一 君
総 務 部 次 長	長 瀬 文 敬 君	総 務 部 次 長	柳 圭 史 君
市 民 生 活 部 長	浦 川 学 央 君	保 健 福 祉 部 長	国 嶋 隆 雄 君
産 業 振 興 部 長	鎌 田 清 孝 君	産 業 振 興 部 次 長	阪 本 康 雅 君
建 設 部 長	山 崎 智 弘 君	市 立 病 院 事 務 部 長	椿 真 人 君
教 育 部 長	田 中 嘉 樹 君	教 育 部 指 導 参 事	廣 瀬 一 仁 君
監 査 事 務 局 長	杉 原 慶 紀 君	総 務 課 長	深 村 栄 司 君
企 画 課 長	諏 佐 孝 君	財 政 課 長	堀之内 孝 則 君

○本会議事務従事者

事 務 局 長	竹 谷 和 徳 君	次 長	菊 田 健 二 君
書 記	村 井 理 君	書 記	池 田 茂 喜 君

開会 午前 9時55分

◎開会宣告

○議 長 ただいまより、本日をもって招集されました令和元年第3回滝川市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、16名でございます。

◎開議宣告

○議 長 これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議 長 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、議長において寄谷議員、佐々木議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月18日までの15日間といたしたいと思
います。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は15日間と決定いたしました。

◎日程第3 議長報告

○議 長 日程第3、議長報告を行います。

報告事項は、お手元に印刷配付のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

以上で議長報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議 長 日程第4、行政報告を行います。

行政報告を求めます。市長。

○市 長 おはようございます。本日、令和元年第3回滝川市議会定例会が招集され、会期中に
おきまして平成30年度各会計の決算認定のほか、補正予算及び条例改正など幅広くご審議をいた
だくわけでございますが、ご提案を申し上げます各議案につきましてはそれぞれ詳しくご説明、ご
報告を申し上げますので、十分ご審議をいただきまして原案にご賛同いただきますよう、冒頭お願
いを申し上げます。

議長に行政報告の発言の許可をいただきましたので、以下ご報告を申し上げます。令和元年5月
14日から8月21日までの間の行政報告につきましては、あらかじめ議案とともに配付させてい

ただいておりますので、お目通しをいただきたいと思います。私から別途以下の件につきまして口頭でご報告を申し上げます。

最初に、令和元年度普通交付税の交付額の決定についてご報告させていただきます。総務省は、去る7月23日に各地方公共団体に対する普通交付税の交付額等を決定し、閣議報告を行ったところですが、滝川市に対する普通交付税の交付額は59億7,894万円で、前年度決算比、プラス1.9パーセント、1億1,015万円の増となり、臨時財政対策債発行可能額と合わせますと64億1,042万円で、前年度決算比、マイナス0.1パーセント、332万円の減、現計予算比でプラス1.3パーセント、8,010万円の増となりました。増額の主な要因としては、基準財政収入額において市町村民税法人税割や地方消費税交付金が減額になったことなどが挙げられるところです。全国ベースで見ると、市町村における普通交付税の交付額は、対前年比でプラス1.8パーセント、臨時財政対策債発行可能額を含めるとマイナス2.3パーセントということになります。滝川市といたしましては、引き続き常に適切な見直しを図りながら、限られた財源のもと、より効率的な事業の執行に努めてまいります。

最後に、農作物の生育状況についてご報告いたします。本年は、5月、6月に雨不足の状況が続き、作物の生育への影響が懸念されておりましたが、現在のところ生育は順調に進んでおります。9月1日現在の生育状況がまだ公表されておられませんので、8月15日現在の主な作物の生育状況について報告させていただきます。水稻は、穂ぞろいに時間を要し、生育期の圃場間格差が極めて大きい傾向にありましたが、登熟は順調に進んでおり、生育は平年より3日早く進んでいる状況です。大豆は、生育が平年より7日早く、着莢数も平年並みとなり、生育は順調です。タマネギは、球径が平年比10.4パーセントと生育は平年並みとなっており、収穫作業は平年より9日早い状況です。リンゴは、生育が平年より6日早く、体積比も平年比12.1パーセントとなっており、黒星病の発生は見られましたが、生育は順調です。

以上を申し上げまして行政報告といたします。

○議 長 次に、教育行政報告を求めます。教育長。

○教 育 長 おはようございます。議長に教育行政報告の発言の許可をいただきましたので、以下ご報告を申し上げます。

令和元年5月14日から令和元年8月21日までの間の教育行政報告につきましては、お手元に印刷配付させていただいておりますので、お目通しいただき、以下1点、パラリンピック合宿誘致について口頭でご報告を申し上げます。

来年東京で開催される東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、市ではこれまでパラカヌー競技に絞って合宿誘致活動を進めてまいりました。関係する多くの方々の協力をいただきながら、これまで数カ国と折衝を重ねてまいりましたが、このたびアルゼンチン共和国パラカヌーチームの事前合宿についてアルゼンチンパラリンピック委員会との間で合意し、6月21日に同会会長と滝川市長の間で基本合意書を締結いたしました。これにあわせ市では大会参加国と地方自治体とが相互交流を促進する目的で国が推進しているホストタウンの登録申請を行い、8月30日に登録決定をいただいたところであります。また、8月29日にはアルゼンチンチームの滝川

合宿を市を挙げて歓迎すべく、関係団体と組織する滝川市東京2020ホストタウン推進協議会を発足し、受け入れ態勢を整えたところであります。一方、東京2020パラリンピック競技大会の出場権獲得を兼ねた世界選手が8月21日から24日の間ハンガリーで開催され、アルゼンチン代表選手の1人が東京パラ大会出場の内定を得たということで、事前合宿実現に向けて大きく前進したものと考えています。この後の予定ですが、9月末にはアルゼンチン共和国パラリンピック委員会会長が来滝され、事前合宿に関する協定書調印式のほか、B&G海洋センターを初め関係施設の視察等を行うことで調整中であります。

以上を申し上げまして教育行政報告といたします。

○議長 長 報告が終わりました。

これより口頭による報告事項に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これをもちまして行政報告を終わります。

◎日程第5 報告第3号 専決処分について（損害賠償額の決定）

○議長 長 日程第5、報告第3号 専決処分について（損害賠償額の決定）を議題といたします。

説明を求めます。教育部長。

○教育部長 それでは、報告第3号、専決処分につきまして地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告をいたします。

専決事項は、車両損傷事故に伴う損害賠償額の決定でございます。事故発生日時は令和元年7月3日午前7時ごろです。事故発生場所は、滝川市立東小学校敷地内駐車場でございます。相手方は記載のとおりとなっております。損害賠償額は、車両の修理費8万2,620円でございます。なお、この賠償額につきましては、市が加入します全国市長会学校災害賠償補償保険で全額が補填されることとなります。また、事故の原因でございますけれども、学校業務員が児童の登校前に作業を終える予定で草刈りを実施しておりました。そのときに早番の給食調理員であった相手方の出勤時間と重なってしまい、草刈り機にはね飛ばされた小石が駐車していた車両のフロントガラスを直撃しまして、損傷を与えたものでございます。専決処分年月日は、令和元年7月29日でございます。

以上、報告第3号の説明とさせていただきます。

今回の車両事故につきましては、相手方にご迷惑をおかけし、心からおわびを申し上げますとともに、市民の皆様におわびを申し上げるところでございます。今後作業を行う際のルールを徹底し、安全確保に努めてまいります。まことに申しわけございませんでした。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。柴田議員。

○柴田議員 1点だけ、こういった事故というのはどこでも起こり得る事故で、対応は意外と簡単

な対応だと思うのですけれども、これ別に東小学校で起こったけれども、あちこちの小学校で、あるいは中学校でも起き得る事故です。今後どういう対応をしていこうとしているのか。

もう一つが早朝の作業ということで、学校の業務主事さんにも相応の負担がかかっていくかもしれない案件です。こういった早朝をさらに前倒して、誰も車が駐車していない時間に草刈りをさせるだとかということになると、業務内容に相当厳しい状況が生まれるのではないかなと。これからの事後策について教育委員会として何かお考えがあるのか、その1点お伺いしておきたいと思います。

○議 長 教育部長。

○教育部長 まず、安全対策でございます。実は、五、六年前にこの種の事故が少し続いたということがございまして、その際にこの作業のルールというものをつくりました。それ以降しばらくなかったわけですが、今回の原因としましては、作業するときには前日に教職員全員に周知をしまして、その場所の近くにはとめないということを徹底しておりましたけれども、今回たまたま給食調理員、早番の調理員にその連絡が漏れていたということが考えられます。これについては、全く防げることであったということで、大いに反省しなければいけないところです。

それから、業務員が早朝にということは、基本的には教職員の車はその近くにとめないというルールがありますけれども、要は登校中の子供たちに事故があってはいけないということで早朝に作業をすると。その際には、例えば年3回なりありますけれども、その日の業務時間を繰り上げる、帰る時間を早くするだとか、場合によっては超勤対応ということになっております。

以上です。

○議 長 柴田議員。

○柴田議員 別に責めているわけではないので。ただ、今答弁にあったようにたしか五、六年前これ本当に続いた事故で、あのとききちっと対応したはずなのに何で起きたのかなということで、先ほどの説明の中になかったので、ちょっとお聞きしたいことがあったのです。

それで、とにかく現場の業務主事さんに余り無理な注文をつけてやることのないようにこれからもお願いしたいし、こういった事故って起きると思うのです。それで、たまたま今回連絡がなかったと、それも理解はしますけれども、今後においても余り現場に負担のかからないような業務にしていきたいなと思うものですから、その点について再度教育部長のお考えをお伺いしておきたいと思います。

○議 長 教育部長。

○教育部長 了解しました。各学校の業務主事さん非常に一生懸命やってくれております。それに甘えることなく、しっかりとした勤務時間の徹底ですとか超勤対応、これを心がけていきたいと思います。

○議 長 そのほか質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第3号は、報告済みといたします。

◎日程第6 議案第 1 号 令和元年度滝川市一般会計補正予算（第3号）

議案第 8 号 滝川市における子ども・子育て支援法第87条の規定に基づく過料に関する条例及び滝川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例の一部を改正する条例

議案第10号 滝川市こども発達支援センター条例等の一部を改正する条例

○議長 日程第6、議案第1号 令和元年度滝川市一般会計補正予算（第3号）、議案第8号 滝川市における子ども・子育て支援法第87条の規定に基づく過料に関する条例及び滝川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例の一部を改正する条例、議案第10号 滝川市こども発達支援センター条例等の一部を改正する条例を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長 ただいま上程されました議案第1号 令和元年度滝川市一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、医療扶助費や生活扶助費などに係る平成30年度国庫補助負担金及び道費補助負担金の事業費確定に伴う返還金及び10月から幼児教育・保育無償化に伴う関連費用の補正などが主な内容となっております。

1 ページをごらんください。第1条第1項で、歳入歳出の総額にそれぞれ1億3,502万6,000円を追加し、予算の総額を210億2,372万7,000円としたいとするものでございます。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

2 ページから3 ページまでは、第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しをいただきたいと思っております。

続きまして、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、10 ページ、11 ページをお開き願います。2 款1 項3 目企画費、補正額170万円の増額につきましては、企画調査に要する経費の補正でございます。JR北海道の極めて厳しい経営状況を踏まえ、維持困難線区の全体の利用促進を図る観点から、JR北海道が実施する定時性や利便性、快適性の向上などに資する設備投資に対し、北海道沿線市町村等が一体となって支援することを目的として、根室線利用促進環境整備支援金を支給するために補正したいとするものでございます。

3 款1 項2 目障害者福祉費、補正額115万5,000円の増額につきましては、障害者自立支援事務に要する経費の補正でございます。就学前の障がい児の発達支援の無償化への対応並びに消費税増税に伴う報酬及び処遇改善加算改定への対応に伴う障害者自立支援給付審査支払等システムを改修するため補正したいとするもので、障がい児無償化に係るシステム改修の費用は全額が、消費税改定に係るシステム改修の費用は2分の1が厚生労働省の障害者自立支援給付審査支払等システム事業国庫補助金で措置されるものでございます。

3 款2 項1 目児童母子福祉費、補正額86万円の増額につきましては、未婚の児童扶養手当受給

者に対する臨時特別給付金に要する経費の補正でございます。国は、消費増税となる環境の中、子供の貧困に対応するため、臨時特別の措置として児童扶養手当受給者のうち未婚の児童扶養手当受給者に対し、2019年度において1万7,500円を1回のみ児童扶養手当に上乗せして給付することを受け、対象者に支給することに伴う事業費及び事務費を補正したいとするもので、費用の全額が厚生労働省の未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時特別給付金事業費補助金及び事務費補助金で措置されるものでございます。

3款2項2目保育所費、補正額784万円の増額につきましては、保育所の運営管理に要する経費の補正でございます。3歳から5歳までの全ての子供とゼロ歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供を対象として、幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料を無償化する国の幼児教育・保育の無償化に対応するための費用を補正したいとするもので、費用の2分の1が内閣府の子育てのための施設等利用給付交付金及び子どものための教育・保育給付交付金で措置され、費用の4分の1が北海道の子育てのための施設等利用給付交付金及び子どものための教育・保育給付費道費負担金で措置されるものでございます。また、これに伴う市負担相当額は、内閣府の子ども・子育て支援臨時交付金で全額措置されるとともに、幼児保育無償化に係る事務費等の全額が北海道の子ども・子育て支援事業費補助金で措置されるものでございます。

3款3項1目生活保護費、補正額123万2,000円の増額につきましては、生活困窮者自立支援事業に要する経費の補正でございます。平成30年度に創設された生活保護世帯に対する進学準備給付金がマイナンバー情報連携の対象となったこと及び生命保険会社に対する資産調査のための照会様式が全国統一様式へ変更されたこと並びに月次年次調査項目が追加されたことに伴い、生活保護電算システムを改修するため補正したいとするもので、進学準備給付金のマイナンバー情報連携費用は3分の2が、生命保険会社に対する照会様式の統一及び調査項目の追加に係る費用の2分の1が厚生労働省の生活困窮者就労準備支援金事業費補助金で措置されるものでございます。

4款1項4目環境衛生費、補正額421万3,000円の増額につきましては、二酸化炭素排出抑制対策事業等に要する経費の補正でございます。第2次滝川市環境基本計画地域行動計画に基づき展開する市民運動エコライフたきかわに環境省が推進している国民運動クールチョイスの視点を踏まえ、地域でのクールビズ、ウォームビズやエコドライブなどの低炭素ライフスタイルの普及啓発活動を行いたいとするもので、費用の全額が一般社団法人地域循環共生社会連携協会の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金で措置されるものでございます。

12ページ、13ページをお開き願います。6款1項2目農業振興費、補正額589万6,000円の増額ですが、担い手育成に要する経費の補正につきまして2点ございます。1点目は、強い農業担い手づくり総合支援交付金推進事業は、認定農業者等の担い手が金融機関から融資を受けて農業機械を導入する際、事業費の3割まで、また融資額が個人での上限額1,000万円、もしくは法人での上限額1,500万円のいずれか低い額を助成する補助事業でありまして、採択を受けた1件の経営体に対し助成金を支出するため419万3,000円を補正したいとするもので、費用の全額が農林水産省の強い農業づくり事業費補助金で措置されるものでございます。2点目の農業用ハウス強靱化緊急対策事業は、老朽化した農業ハウスが強風、豪雨、大雪等の被害をもたらす

ような厳しい気象条件でも十分な耐久性を得るためにハウスに防風ネットを設置するなどハウスの補強を目的とした緊急対策支援事業で、今後10年以上の利用が見込まれるハウスを対象として事業費の5割以内を助成する補助事業であり、採択を受けた2件の農家に対し助成金を支出するため170万3,000円を補正したいとするもので、費用の全額が農林水産省の農業用ハウス強靱化緊急対策事業補助金で措置されるものでございます。

6款1項4目農地費、補正額957万3,000円の増額につきましては2点ございます。1点目は、土地改良に要する経費の補正でございます。平成30年度の西日本豪雨により防災重点ため池に指定されていないため池が決壊し、人命を奪う甚大な被害を与えたことを受け、国が防災重点ため池の指定基準の見直しをしたことにより、新たに防災重点ため池として指定を受けた江部乙第3号貯水池のハザードマップを作成するため359万7,000円を補正したいとするもので、費用の全額が農林水産省の農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金で措置されるものでございます。2点目は、多面的機能支払交付金事業に要する経費の補正でございます。平成31年4月から令和6年3月までの5年間、新たな活動契約となることから農用地の精査を行ったところ、対象農用地の面積が増加したこと及び制度改正によりこれまで取り組んできた多面的機能の増進を図る活動に加え、新たに1つ以上の活動を追加した場合加算措置が受けられることとなり、これに取り組む4つの活動組織の交付金が増加することに伴い、多面的機能支払交付金597万6,000円を補正したいとするもので、費用の4分の3が農林水産省の多面的機能支払交付金事業補助金で措置されるものでございます。

7款1項2目観光費、補正額733万9,000円の増額につきましては、たきかわ観光国際交流スクエアの運営管理に要する経費の補正でございます。観光振興や国際交流のさらなる推進と駅前活性化を目的として、市内外観光情報の発信及び案内並びに国際交流関連情報の発信などを行うたきかわ観光国際交流スクエアを旧中央バス滝川ターミナルの一部を活用して開設するために必要な備品類の購入及び内装工事等に係る費用として補正したいとするもので、費用の全額をふるさと基金から繰り入れしたいとするものでございます。

10款1項3目教育振興費、補正額3,541万3,000円の増額につきましては、その他教育振興に要する経費の補正でございます。保育所の運営管理に要する経費の補正と同様に、3歳から5歳までの子供を対象として幼稚園保育料等の費用の無償化及び年収360万円相当の世帯や第3子以降の子供の幼稚園給食の副食費の支援を行うための費用として6,625万4,000円を補正したいとするもので、費用の2分の1が内閣府の子育てのための施設等利用給付交付金及び3分の1が地域子ども・子育て支援交付金で措置され、費用の4分の1が北海道の子育てのための施設等利用給付交付金、3分の1が子ども・子育て支援交付金で措置されるものでございます。また、これに伴う市負担額相当は、内閣府の子ども・子育て支援臨時交付金で従前の幼稚園就園奨励費の市負担分を除き、全額措置されるものでございます。また、10月から幼児教育・保育の無償化によって廃止される私立幼稚園就園奨励費補助金を3,084万1,000円減額したいとするものでございます。

14ページ、15ページをお開き願います。10款7項1目体育振興費、補正額180万円の増

額につきましては、東京オリンピック・パラリンピック連携事業に要する経費の補正でございます。これにつきましては、先ほど教育長のほうから説明がありましたけれども、これに伴います今年度においてはアルゼンチンパラリンピック委員会会長が9月末に来日し、滝川市に来訪する予定になっており、ここで事前合宿に係る詳細について取り決めを決める協定書の調印式を挙げるほか、ボランティア養成事業等の実施を予定しており、それらの関連経費について交付金として協議会へ交付するため補正したいとするものでございます。

12款1項1目過年度過誤納還付金及び還付加算金、補正額5,800万5,000円の増額につきましては、多面的機能支払交付金に係る返還金及び平成30年度国庫補助金等の確定に伴う返還金の補正でございます。内訳としましては、多面的機能支払交付金31万5,000円、子ども・子育て支援交付金123万8,000円、母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金71万7,000円、子どものための教育・保育給付費交付金165万円、子どものための教育・保育給付費道費負担金76万9,000円、自立支援給付費国庫負担金688万6,000円、自立支援給付費道費負担金236万9,000円、障害者医療費国庫負担金373万9,000円、障害者医療費道費負担金85万4,000円、障害児支援給付費国庫負担金14万円、障害児支援給付費道費負担金20万2,000円、生活扶助費等国庫負担金465万円、生活扶助費等道費負担金426万2,000円、医療費扶助費等国庫負担金2,960万9,000円、介護扶助費等国庫負担金34万2,000円、生活困窮者自立相談支援事業費等負担金11万6,000円、生活困窮者等就労準備支援事業費等補助金で14万7,000円となっております。

以上、歳出合計で1億3,502万6,000円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。14款1項2目民生費負担金から20款2項1目基金繰入金までは、いずれも歳出関連でございます。

21款1項1目繰越金4,277万7,000円の増は、補正に必要な一般財源を繰越金で調整したいとするものでございます。

22款5項2目雑入は歳出関連でございます。

以上、歳入合計で1億3,502万6,000円の増額となったところでございます。

以上を申し上げまして議案第1号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 議案第8号、ただいま上程されました滝川市における子ども・子育て支援法第87条の規定に基づく過料に関する条例及び滝川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

改正の趣旨ですが、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が施行され、過料及び食事の提供に要する費用等に係る所要の整備等を行うため改正したいとするものです。

第1条において子ども・子育て支援法第13条及び第14条に基づく報告を求められた場合、正当な理由なく拒否、虚偽の報告等をした場合に過料を科すよう定めておりますが、新設された子育

てのための施設等利用給付についても同様の過料を科すとの規定を追加するものです。

第2条において食事の提供に関する費用の基準を改正し、第1号認定及び第2号認定の子供の副食費の経費について保護者から支払いを受けることができるとする規定と、年収360万円未満相当世帯及び全所得階層の第3子以降の第1号認定及び第2号認定の子供の副食費の支払いを免除し、保護者から徴収可能な費目から除外する規定を追加するものです。

附則につきましては、令和元年10月1日から施行したいとするものです。

以上、議案第8号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第10号 滝川市こども発達支援センター条例等の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

改正の趣旨でございますが、令和元年10月1日より3歳から5歳までの幼児教育・保育に係る利用料無償化にあわせ、6月5日に公布された児童福祉法施行令の一部を改正する政令により、3歳から5歳までの障がい児の発達支援の利用者負担が無償化されることとなりました。このことに伴う所要の整理を行うため改正したいとするものです。

改正内容は、児童福祉法施行令において無償化の対象となる3歳から5歳までの通所給付決定に係る障がい児を養育している場合の負担上限月額、この積算基準を定めるための改正です。

附則については、令和元年10月1日から施行したいとするものです。

以上、議案第8号、議案第10号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。三上議員。

○三上議員 おはようございます。私からは、根室本線の促進環境整備支援金について伺いたいと思います。

まず、支援するに当たり沿線自治体間での協議があったと思います。その内容についてお知らせいただきたいと思います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 根室本線の利用促進環境整備支援金の関係でございますが、まず6月の4日の日に根室本線対策協議会の総会が開催され、北海道から正式に沿線自治体に負担金の提案があり、利用促進のために2カ年間、時限的な措置として協議会としてそれぞれの負担についてその協議会において一応同意を行ったという状況でございます。

以上です。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 まず、その中で、2年間の時限措置だということですが、私はこの2年間の沿線自治体のJRに対しての支援がどうであったか、どういう支援ができたかということで33年度以降国が新たに法律を整備し、予算措置するのかということがあるのだと思うのです。この2年間で非常に重要だと思うのです、負担するに当たり。滝川市としては、道あるいは沿線自治体との調整もあるでしょうけれども、この支援策としてはどのようなものを考えているのか伺いたいと

思います。

○議長 市長。

○市長 今三上議員のお話のとおり、この２年間でどのようにするかということによって、２年後の法改正にどのような有利といたしますか、私どもにとっていい結果を出したいということで、このような支援という形になったわけでございます。私どもといたしましては、この２年間本当に大事だと思います。その中では、今回北海道を含めて全道の沿線自治体で総額２億円、来年も２億円という支援となります。その中において考えられておりますのが利用促進ということのＰＲ、あとは観光列車の運行、またそれに資するような車両の改良とかに使っていただくということになっているわけでございます。根室本線対策協議会といたしましては、やはり観光振興という形で観光列車等をぜひこの沿線で走らせていただきたいという要望をおととい道庁、またＪＲ北海道のほうに要請をしましてまいりました。利用促進策というのは非常に難しいわけでございますけれども、私としての考えは、根室本線だけで利用促進ができるものではないと。全道的な考え方を持っていただきたいと。全道の自治体が負担するぐらいの心意気を持ってぜひやっていただきたいという形のお願いを申し上げてきました。根室本線対策協議会だけでどんなことができるかというのは非常に難しいと思いますので、北海道、またＪＲ北海道に協力いただきながら、その主導のもとに沿線自治体全てが協力し合って結果を出していく状況をつくっていくということが必要であるというふうに思っております。

以上です。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 まだ具体的にはなっていないと。ただ、根室本線だけではどうにもならない、その支援について。ただ、３３年以降仮に法が整備されたとしても、上下分離方式ということが視野に入ってきます、上下分離方式。滝川にとって財政的にも苦しいところをそういった形で今後ずっと支援ができるのかという不安があります。そのためにもやはりこの２年間って大事だと思うのです。滝川市として何ができる、あるいは根室本線沿線自治体で何ができるということを今の段階で明確になっていないというのが私は非常に不安を感じます。それで、滝川にとっては、根室本線を維持するということは住民の悲願だと思いますけれども、根室本線に限ると物流という側面、あるいは観光という側面、滝川にとっては観光という部分が非常に重要だと思うのです。富良野に向かう観光、ところがそこを一直線に富良野に行かれたら我々沿線自治体も困るので、何とかそこでおりていただいて、滞留していただく仕掛けづくりというのを滝川市としては考えていかないといけないと思うのです。この点について市長はどのように考えているのか具体的にお願いします。

○議長 長 市長。

○市長 ただいまのご質疑でございます。観光というその前の段階でお話をさせていただきますと、根室本線対策協議会、根室本線を残すために何が必要かと考えたときには、やはりマイレール意識を持っていただきたいというのがＪＲ北海道からのお願いでございます。それは、北海道全体の線路、滝川でいいますと函館本線が通っているわけでございます。ＪＲ北海道全体の経営をよくするためには、函館本線の活用も必要だということもお願いをされております。根室本線のみな

らず、そういう形での利用促進策というのを市民の皆さんにお願いしていくというのも私は一つの方策だというふうに思っております。

2点目の観光についてでございますが、今回の補正予算に上程をさせていただいております駅前におきます観光国際交流スクエア等を活用して、例えばフラノエクスプレスが通っておりまして、あれはもう素通りですので、駅にはとまりますけれども、乗降客がいない。ただ、函館本線を活用して駅前におりた方が根室本線乗りかえまでの時間をどのように使うかということが大切であろうかと思っています。ですから、観光国際交流スクエアを使って、そういう皆さん方をそこに動線を持って来ていただいて、滝川の観光に興味を持っていただき、できるならばさらに奥に入ってきて、グライダーに乗っていただく、またまちに入って買い物をしていただく、パークゴルフに行ってください等々ができるような仕掛けづくりを行っていかねばいけないというふうに思っています。それは、来年4月以降の観光国際交流スクエア開所と同時に行っていくことを今考えております。

そのほかに考えられるのはやはり連携です。広域的な連携ということで、滝川市のみならずこの近隣の広域観光というものをどのようにつくっていくかということです。ですから、例えば炭鉄港ができ上がった赤平、芦別、それらの地域、また歌志内、上砂川、砂川等々とあわせた広域観光というものもそちらに考えていくということです。ただ、これは市が行うわけにはいきませんので、中空知広域圏、または地元の旅行会社の皆さん方、また札幌に会社がある旅行会社等々と連携をしながら行っていく必要もあろうかというふうに思っております。

また、サイクルツーリズムというのがかなりはやってきておりますので、根室本線に気動車をお借りしてサイクルツーリズムの列車を走らすことも一つの案ということで、提案を2年前からさせていただいておりますが、なかなか実現していただいております。やはりＪＲ北海道という会社のご理解がなければできないことです。そちらのほうも今後お願いをしながら進めてまいりたいというふうな策は考えております。それがどのように効果をもたらすかというのは、まだまだ未定ということでございますので、確信を持って絶対大丈夫ですとお話しできる段階ではないということです。2年後に向けての努力は、精いっぱい行ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長 長 本間議員。

○本間議員 おはようございます。新政会の本間でございます。大きく2点、1点目は今のＪＲの関係の一部確認だけを、ほぼ三上議員がされていましたので、させていただきたいと思います。

実は、6月4日の総会には議長代理で私出席させていただきまして、数点質疑などもさせていただきました。その際に9月の議決に向けたことについて、いわゆるＪＲ北海道でハードの手だてを行って、増客作業を行うということに使わせていただくという答弁と、それで具体的な事業内容のまずその報告を逐次行っていただきたいという要望をさせていただいたところでもありますけれども、先ほど市長から要望行動などもされたというふうにお聞きしましたが、その前段でなのか、何らかのそういう事業内容の報告があったのかどうなのか、それをお聞かせいただきたいと思います。それが1点目です。

それと、13ページ一番下でございますけれども、幼児教育の無償化、10月からの件でございますけれども、まずこの幼稚園につきまして滝川に関係するのは私立幼稚園でございます。そこで、この無償化による新たな問題点、課題というか、そうしたものはどのように捉えられているかということが1点目、それと各幼稚園との無償化に向けて何らかの協議を行ったのか、それから今後行う予定があるのかということについてお聞かせをいただきたいと思います。

○議長 市長。

○市長 ただいまの本間議員のJR北海道に関するご質疑でございますけれども、事業内容についての説明はございました。観光列車を道内で運行するという内容の説明だけでしたが、その中身は宗谷線におきますノロッコ号みたいなものを走らせていくと。現在走らせているはずで。これから東急電鉄からお借りした車両を道東のほうで走らせると。そして、フラノエクスプレスが通っておりますけれども、富良野何とかというのが、ちょっと今記憶が薄れていまして今すぐ出てこないのですけども、車両が古くなって、今3往復が2往復になってしまうという話がございまして、それにかわって今回の皆さん方で負担をさせていただきます2億円の一部を活用して、気動車を改良した、電気が通っていないところもありますので、気動車を改良した山紫水明号という2両編成の観光列車をつくるということでありました。ぜひともそれを根室本線で走らせていただきたいというお願いを先日行ってきたところであります。

以上です。

○議長 教育部長。

○教育部長 私立幼稚園の部分でございますけれども、新たな課題という1つ目のご質疑ですけども、これは10月から始まる制度ということで、今の段階でこれは問題だぞというところは把握はしておりません。ただ、業務を進める上でこういう制度浸透といいますか、周知、やっぱりこれはこれからもやっていかなければいけないというところだと思います。

2点目の協議を行ったのかということでございますけれども、これは今私どもが所管するところは子ども・子育て支援制度に移行していない幼稚園ということで、対象が滝川幼稚園、白樺幼稚園、新十津川幼稚園になります。この3園ともそれぞれ園長なりと数回にわたり協議を進めてきております。つい先日それぞれの幼稚園に滝川市から通っている該当者の分の申請書といいますか、そういうもの全てお送りをしまして、それを幼稚園経由で保護者の方にお渡しをいただくということで、10月からスムーズに進められるようにということで、これからも随時打ち合わせはしていきたいと思います。

以上です。

○議長 長 本間議員。

○本間議員 1点目は理解いたしました。

2点目につきまして、想定されることというのは多分あるのかもしれないというふうに思います。例えば働き方改革との関連性とか、それから入園者がふえてしまうとか、何かきつとそういうこともあるのではないかと思いますので、ぜひ想定もしながら、ともに協議を行っていただいたり、その事後も続けていただきたいと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 ご意見承りました。これは、これからも随時幼稚園と協議をして進めていきたいと思っています。

○議長 長 柴田議員。

○柴田議員 ごめんなさい、一般質問出していないもので、ここで解明しないとだめなものですから。ＪＲの問題については私は質疑しません。今やってしまうと国の言質とられたら困るので、国の態度が決まってからまたご質疑させていただきます。

それで、実は子育て世代にちょっと落胆の色が今広がっているものですから、今回の議案出てきたので、質疑させていただきたいと思います。特に市長にお伺いしたいと思います。１０月からの消費税の問題、そのロジックとして子育て支援の財源を確保したいということでの消費税、この問題の賛成、反対ここで論じる気持ちはないのですが、実はそういう世代に非常に大きい期待感を抱かせたのが今回の消費税の問題だったと。では、出てきたときに、今出てきたわけです。非課税世帯だとかいろんな枠がはめられて、実は本当に期待を抱いていた世代、子育て世代に今落胆の色が広がっているのです。１０パーセントになったら、我々は保育料も無料化されて、非常に手厚い子育て支援が受けられるのだ、何かバラ色の絵が敷かれていたのに、今出てきたら非課税世帯、割合的にいったら今のここに出てきていますよね、保育所費とか。１億円、２億円の世界です。支援されているのは非課税世帯で、出てきたのが何百万円か。そして、幼稚園のほうはそこそこ来ているのかなと思うのですが、市長、私は代表質問のときにもお話ししました。子育て支援しっかりやらないと大変だねと。市長も前向きな答弁したのですが、ここ全然前に進んでいないと僕言っていないのだけれども、かえって子育て世代に喉の渇きを覚えさせるような実は今回の支援策なのです。ますます市長に対する子育て支援策を求める声がこれから強くなるのではないかと逆に僕は心配しているのですが、市長にお尋ねします。率直に言って今回のこの支援策は、市長が思い描いていた支援策と比較してどうなのか。あるいはまた、これから市長がさらにその子育て世代に対してやはりその期待に応えていかなければいけないのではないかなとも思うのですが、今回のこの国の支援策について市長のお考えをお伺いしておきたいと思います。

○議長 長 市長。

○市長 ただいまの柴田議員のご質疑でございますが、今回のこの消費税増税という形になると思います。１０パーセントになるということによって子育て支援が充実されるという期待、それは本当に多くの方が持ったと思います。ただ、その法案が通ってここに至るまでの過程の中で、保育所の無料化等々の一部負担は市町村にという話もございました。市長会、町村会を通じて大反対をして、国において負担をしていただくということになったわけでございます。それをもって私どもはほっとしたところでございます。かといってこれで十分なのかということ、お話のとおり、十分ではないと私も思っております。特に滝川市の子育て支援に対しては、さまざまなご意見をいただいているわけでございまして、高齢者支援とともに充実しなければいけないというのはずっと思い続けております。柴田議員ご指摘のとおり、今回のこの無償化等々によって期待した保護者の皆さん方に対して何らかの策を講じていかなければならないというふうに思っている次第でござい

ます。周辺の市町村並びに同じような市をよく見ながら、私どもができ得ることを考えていかなければならないと今思っているところでございます。今回のこの補正につきましては、国の策を受けての補正でございますので、市として独自策をこれから考えていくのはこの後になろうかと思えます。それにおいていろいろとご意見を賜りながら進めてまいりたいと思えますので、積極的にご意見いただきますよう、そして私どももそれに十分応えるよう努力することをお話を申し上げまして、私からの答弁とさせていただきます。

以上です。

○議 長 柴田議員。

○柴田議員 市長の答弁ごもっともだなと。納得せざるを得ないなと思う一方で、今市長、地方の負担は絶対反対と、そういう思いで国に申し上げて、反対したとおっしゃっていました。私も実は同じ思いなのです。消費税10パーセントに上げるから、なぜ上げるのだといったら、そういった少子化の問題、あるいは子育て世代への負担の問題を解消しなければいけない。社会保障を充実させなければいけない。出てきたのがこれなのです。国会の議論なんてここでしょうと思っていないのです。でも、市長は今何とかそういう期待に応えて、市としても何とかしていきたいと。結局自治体負担でやろうという話になってしまうのです。消費税のロジックは、たしか僕が今お話ししていたことだったはずなのに、何か絵が変わってきて、最終的に不満が大きくなっているから、厳しい財源だけれども、市長無理してやりますよというふうに今聞こえてしまったのですけれども、僕はやっぱり国の負担できっちりやってもらわないと、自治体財政破綻してしまいます。そのことを私はこの場所で申し上げたい。これに反対とか賛成を言っているのではないのだ、市長。ただ、これから一旦言ったことを撤回しないで、国の責任で子育て世代の支援策をきっちり進めてくれと、このことはこれからも国に対してしっかり言っていただけますね。そのことを確認したいと思えます。

○議 長 市長。

○市 長 柴田議員のただいまのご質疑でございますけれども、今までも国に対峙したときには地方の窮状、そしてなかなかそういう策が打てないその現況をお話をしながら、支援策をお願いをしてまいりました。なかなか動かないというのは、本当にジレンマに陥るところです。しかしながら、それは諦めることなく、今後ともお願いをしてまいりたいというふうに思っております。また、新しく地方創生の計画をつくっていく中においても、そのようなことをしっかりと織り込んでいって、国の支援策を得るようなことも十分考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議 長 そのほか質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号、議案第8号及び議案第10号の3件を一括採決いたします。

本案をいずれも可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号、議案第8号及び議案第10号の3件はいずれも可決されました。

◎日程第7 議案第2号 令和元年度滝川市介護保険特別会計補正予算(第2号)

○議長 長 日程第7、議案第2号 令和元年度滝川市介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第2号 令和元年度滝川市介護保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

このたびの補正は、保険事業勘定におきまして平成30年度に国、北海道、社会保険診療報酬支払基金から概算交付されていた介護給付費及び地域支援事業費に係る負担金等につきまして実績額の確定の結果、超過交付額について今年度において償還するための増額補正並びに繰越金を介護給付費準備基金に積み立てるための基金積立金の増額補正を行いたいとするものでございます。

1ページをごらん願います。第1項で、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億3,885万9,000円を追加し、予算の総額を41億7,789万4,000円とするものです。

第2項で、補正後の保険事業勘定の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところです。

2ページ、3ページは第1表、歳入歳出予算補正ですので、お目通しを願います。

続きまして、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願います。5款1項1目介護給付費準備基金積立金、補正額1億90万1,000円の増につきましては、7款の介護給付費負担金等に係る償還金の額の確定等に伴い、繰越金の一部を介護給付費準備基金に積み立てるための基金積立金の増額です。

7款1項2目償還金、補正額3,795万8,000円を増額するもので、償還金の内訳といたしましては介護給付費負担金等として国へ1,962万2,229円、支払基金へ1,173万1,214円、地域支援事業交付金として国へ339万6,256円、北海道へ182万5,989円、支払基金へ138万2,629円となっております。

以上、歳出合計で1億3,885万9,000円の増額となったところでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。7款1項1目繰越金、補正額1億3,885万9,000円の増につきましては、補正に必要な財源を繰越金で調整したいとするものであり、収入合計で1億3,885万9,000円の増額となったところでございます。

以上、議案第2号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は可決されました。

◎日程の追加について

○議 長 お諮りいたします。

本日の日程は全て終了いたしました。過日の議会運営委員会で確認したとおり、明日の日程を本日に繰り上げ、これを日程に追加し、議題といたしたいと思ひます。

ここで追加日程表を配付いたしますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時05分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま配付いたしました追加日程表のとおり本日の日程に追加し、議題といたしたいと思ひますが、これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、日程番号第8から第16までを本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎日程第8 議案第3号 滝川市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第8、議案第3号 滝川市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第3号 滝川市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回条例を改正する趣旨は、令和元年6月12日に公布されました住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令により旧氏の記載希望者が申請によりまして住民票や個人番号カード等へ旧氏の記載が可能となるとともに、国の印鑑登録証明事務処理要領が改正されました。このため条例で定めております印鑑登録証明について印鑑登録証明書にも旧氏の記載を行えるよう条例を改正したいとするものです。

条例に係る内容につきましては、参考資料の新旧対照表でご説明申し上げますので、資料の1ページをごらんください。第2条は、印鑑の登録資格についての規定です。住民基本台帳に記載されている方が印鑑の登録をすることができるとされているものですが、国の印鑑登録証明事務処理要領に合わせる文言整理を行うものです。

第6条では、印鑑が登録できない場合の規定についてです。現行では、まず第1号に外国人住民以外についての規定、第2号で外国人住民についての規定をしておりましたが、印鑑登録証明事務処理要領の改正に合わせて外国人住民についての規定を第2号に移すのがまず1点と、新しい第1項第1号につきましては、法施行令第30条の13に規定する旧氏を加えるよう条文を改めるものです。また、旧第3号以下につきましては、第2号が別建てになったことに伴い各号を繰り上げるとともに、印鑑登録証明事務処理要領に合わせた文言の整理を行うものです。

次のページをお開きください。第8条は、登録印鑑の抹消について規定した条文でございます。条例第2条、第6条の改正等に伴い第4号を改正するとともに、第5号を追加するものです。第4号は、印鑑登録証明事務処理要領に合わせて氏名、旧氏を含む氏、または名に変更があった場合とします。第5号につきましては、外国人住民が出国などにより外国人住民に係る事務住民票の記載事項の特例に該当しなくなった場合について定めたものでございます。

附則として、この条例の施行日は、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の施行日である令和元年11月5日からとするものでございます。

以上、議案第3号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は可決されました。

◎日程第9 議案第4号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第9、議案第4号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました議案第4号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

条例改正の趣旨でございますが、平成30年5月30日に公布されました不正競争防止法等の一部を改正する法律におきまして工業標準化法が一部改正され、いわゆるJIS規格の名称が変更されたことから、所要の文言整理を行うため滝川市手数料条例を改正したいとするものであります。

改正内容につきましては、行政不服審査法の審査請求人等からの求めに応じて市が交付する書面等に係る手数料について、新旧対照表に記載の別表及び備考にあります日本工業規格から日本産業規格に改正するものであります。

施行期日は、公布の日とし、令和元年7月1日から適用するものであります。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は可決されました。

◎日程第10 議案第5号 滝川市スポーツセンター条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第10、議案第5号 滝川市スポーツセンター条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。教育部長。

○教育部長 ただいま上程されました議案第5号 滝川市スポーツセンター条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

改正の趣旨ですけれども、平成30年6月20日に国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律が公布され、その中の一部が令和2年1月1日から施行されることに伴い、所要の整理を行うため本条例を改正したいとするものでございます。

改正内容は、国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律において体育の日とありましたがスポーツの日に改められることに伴いまして、本条例第5条第1項第2号アで引用しております体育の日をスポーツの日に改めたいとするものでございます。

附則で、この条例の施行期日を令和2年1月1日からとしたいとするものでございます。

以上で議案第5号の説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は可決されました。

◎日程第11 議案第6号 滝川市石狩川河川敷パークゴルフ場条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第11、議案第6号 滝川市石狩川河川敷パークゴルフ場条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。教育部長。

○教育部長 ただいま上程されました議案第6号 滝川市石狩川河川敷パークゴルフ場条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

改正の趣旨でございますが、市が管理を行っております滝川市石狩川河川敷パークゴルフ場につきまして令和2年4月から民間活力を活用した指定管理者制度による管理に移行するため、本条例を改正したいとするものでございます。

改正の内容につきましては、議案参考資料によりご説明させていただきますので、新旧対照表をお開き願います。新旧対照表1ページでございます。第2条の2は、新たに管理の代行等に関する規定を加えるもので、第1項でパークゴルフ場の管理を指定管理者に行わせる旨を定め、第2項で

指定管理者が行う業務を定めております。

第2条の3は、指定管理者制度への移行に伴い開設期間及び開場時間に関する規定を追加するので、これまで規則で定めておりましたものを標準として、指定管理者が教育委員会の承認を得て定める旨の規定でございます。

第3条から第4条までの改正は、文言整理となっております。

次のページでございます。第5条は、使用料制度から利用料金制度に移行するための改正であり、第5条の2は利用料金の承認について規定を追加するものでございます。

第6条から次ページ、第12条までの改正は、文言整理となっております。

第13条は、教育委員会による管理の規定を定めるもので、第1項でやむを得ない事情がある場合に教育委員会が管理を行うことができる旨を定め、第2項はこれに伴う読みかえ規定でございます。

次のページになります。別表の改正につきましては、使用料制度から利用料金制度に移行するための規定であり、上限額を定めるための改正及び文言整理であります。なお、利用料金の上限につきましては、現在の使用料と同額を定めてございます。

附則につきましては、第1項は施行期日を令和2年4月1日から施行したいとするもの、第2項は経過措置として条例施行前に申請許可等の処分、手続等を終えたものにつきましては、改正後の条例に基づいて処分、手続がなされたものとみなす規定でございます。

以上、議案第6号の説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は可決されました。

◎日程第12 議案第7号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第12、議案第7号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第7号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

改正の趣旨ですが、令和元年6月7日に公布された災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律及び政令等の一部改正に伴い、所要の条文整理を行うため改正したいとするものです。

改正内容は、災害援護資金の償還免除を受けられる要件として、貸し付けを受けた者が破産手続開始の決定、または再生手続開始の決定を受けたときを追加、償還金の支払い猶予、または償還免除を判断するため貸し付けを受けた者の収入、または資産の状況について報告を求め、または官公署に対し必要な文書の閲覧、もしくは資料の提供を求めることができることとされたことの2点になります。この改正を受け、条例第15条第3項の文言整理を行いたいとするものです。

附則については、施行期日を公布の日からとし、改正法の施行日である令和元年8月1日から適用したいとするものです。

以上、議案第7号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は可決されました。

◎日程第13 議案第9号 滝川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第13、議案第9号 滝川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第9号 滝川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

改正の趣旨ですが、平成31年3月29日に公布された家庭的保育事業等の設備及び運営に関する

る基準の一部を改正する省令が４月１日から施行され、当該改正に伴う整備を行うため改正したいとするものですが、滝川市において現在対象となる施設はございません。

改正内容は、連携施設の確保に係る規定の追加により、家庭的保育事業者等で市長が認める場合は連携施設の確保が不要となりましたが、この場合において要件を満たしており、市長が適当と認める認可外保育施設を連携協力を行うものとして適切に確保しなければならない旨の規定の追加、保育所型事業所内の保育事業所で市長が適当と認める場合は連携施設の確保を不要とする規定を追加、食事提供の経過措置が適用されている事業者のうち家庭的保育者の居宅以外で保育を提供している家庭的保育事業者の食事の提供についても努力義務を課しつつも経過措置期間を１０年とする。家庭的保育事業等の連携施設の確保に係る経過措置期間をさらに５年延長し、１０年とするというものです。

附則については、公布の日から施行したいとするものです。

以上、議案第９号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第９号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第９号は可決されました。

◎日程第１４ 報告第１号 平成３０年度決算に係る健全化判断比率について

○議 長 日程第１４、報告第１号 平成３０年度決算に係る健全化判断比率についてを議題といたします。

説明を求めます。柳総務部次長。

○柳総務部次長 ただいま上程されました報告第１号 平成３０年度決算に係る健全化判断比率についてご説明いたします。

平成２０年４月１日、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が一部施行され、各地方公共団体は平成１９年度決算から財政の健全性に関する指標の公表を実施することになりました。さらに、平成２１年４月１日には一定の比率を超えた場合の計画策定義務等を含む全体の法律が施行となっ

たことから、各比率が早期健全化基準、財政再生基準を超えた場合には財政健全化計画や財政再生計画を策定し、財政の健全化を進めることとされております。滝川市各会計平成30年度決算等に基づき同法第3条第1項の健全化判断比率を算定した結果、いずれの指標についても健全段階となりました。当該健全化判断比率について算定資料とともに監査委員に提出し、所定の審査を終えましたことから、同法第3条第1項の規定により、監査委員の審査意見を付して今議会において報告を行い、ご承認をいただいた上で公表したいとするものであります。

健全化判断比率の各指標について順次ご説明いたします。まず、実質赤字比率ですが、この指標は普通会計における毎年の現金不足を確認するための指標です。普通会計とは、滝川の場合一般会計、公営住宅事業特別会計、土地区画整理事業特別会計の3会計を指します。普通会計の実質収支額が赤字となった場合には当該比率が算定されます。平成30年度決算に係る普通会計の実質収支額は7億6,630万円の黒字となっておりますことから、当該比率は該当いたしません。なお、滝川市において標準財政規模により算定されます法施行令第7条の規定による早期健全化基準は13.12パーセント、法施行令第8条の規定による財政再生基準は20パーセントとなっております。

次に、連結実質赤字比率ですが、この指標は普通会計のほかに各特別会計、企業会計を連結して毎年の現金不足を確認する指標であり、連結対象会計の実質収支合計額が赤字となった場合に当該比率が算定されます。平成30年度決算に係る連結対象の各会計の実質収支合計額は9億1,306万円の黒字となっておりますことから、当該比率は該当いたしません。なお、早期健全化基準は18.12パーセント、財政再生基準は30パーセントとなっております。

次に、実質公債費比率ですが、この指標は全会計及び一部事務組合における毎年の公債費負担の適正度を確認する指標です。平成30年度決算に係る実質公債費比率は10.2パーセントとなっております。これまで計画的に公債費負担を軽減してきたことなどにより、平成29年度の10.6パーセントから0.4パーセントの改善となっており、早期健全化基準の25パーセントを下回っております。

最後に、将来負担比率ですが、この指標は全会計、一部事務組合、第三セクター等を含めて将来的に普通会計が負担すべきである債務等の大きさの適正度を確認する指標です。健全化判断比率の中で唯一財政再生基準がありません。平成30年度決算に係る将来負担比率は88.2パーセントとなっております。普通会計の地方債残高及び公営企業債残高が減少並びに充当可能基金を増加したことなどにより、平成29年度の98.7パーセントから10.5パーセントの改善となっており、早期健全化基準である350パーセントを下回る数値となっております。

なお、監査委員からは審査意見として、厳しい地方財政の状況を踏まえ、歳入面では徹底して自主財源の確保に努められ、歳出面では事業の重点化を一層進めるなど、安定した財政基盤を構築されるよう要望するとの意見をいただいております。現状の財政の健全化をさらに高めるとともに、それを一過性のものとしないうるためにも今後とも財政健全化に努めてまいります。

以上、報告第1号の報告とさせていただきます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第1号は、報告済みといたします。

◎日程第15 報告第2号 平成30年度決算に係る資金不足比率について

○議 長 日程第15、報告第2号 平成30年度決算に係る資金不足比率についてを議題といたします。

説明を求めます。柳総務部次長。

○柳総務部次長 ただいま上程されました報告第2号 平成30年度決算に係る資金不足比率についてご説明いたします。

報告第1号と同じく、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行により、各公営企業会計において事業規模の20パーセントを超える資金不足が発生した場合、当該公営企業において早期に経営健全化基準以下とすることを目標とした経営健全化計画を策定し、経営の健全化に努めなくてはならないとされております。各会計平成30年度決算に基づき、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第2項の資金不足比率について算定資料とともに監査委員に提出し、所定の審査を終えましたことから、同条第1項の規定により、監査委員の審査意見を付して今議会において報告を行い、ご承認をいただいた上で公表したいとするものであります。

まず初めに、滝川市病院事業会計についてですが、4億7,264万9,000円の資金不足が生じたため、資金不足比率は8.5パーセントとなりました。次に、滝川市下水道事業会計についてですが、資金不足が発生しておりませんことから、当該比率は該当いたしません。

なお、監査委員からは審査意見として、病院事業会計に対し、経営健全化計画の策定を要する基準を超えてはいないが、早期に資金不足を解消し、健全経営を図られたいとの意見をいただいております。

以上、報告第2号の報告とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第2号は、報告済みといたします。

◎日程第16 決算大綱説明及び監査委員の決算審査報告

認定第1号 平成30年度滝川市一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第2号 平成30年度滝川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の

認定について

認定第 3 号 平成 30 年度滝川市公営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 4 号 平成 30 年度滝川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 5 号 平成 30 年度滝川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 6 号 平成 30 年度滝川市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 7 号 平成 30 年度滝川市下水道事業会計決算の認定について

認定第 8 号 平成 30 年度滝川市病院事業会計決算の認定について

議案第 11 号 決算審査特別委員会の設置について

選任第 1 号 決算審査特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について

○議長 長 日程第 16、平成 30 年度決算大綱説明及び監査委員の決算審査報告並びに認定第 1 号から第 8 号までの平成 30 年度滝川市各会計決算の認定について、議案第 11 号 決算審査特別委員会の設置について、選任第 1 号 決算審査特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任についてを一括議題といたします。

平成 30 年度決算大綱の説明を求めます。市長。

○市長 それでは、平成 30 年度各会計の決算をご審議いただくに当たり、各会計歳入歳出決算書並びに決算説明書、決算審査意見書等を提出したところでありますが、審査に先立ちまして、各会計決算の大綱をご説明申し上げます。

平成 30 年度の当初予算は、一般会計 198 億 4,000 万円、特別会計 107 億 647 万円、下水道事業会計支出 29 億 476 万円、病院事業会計支出 77 億 767 万円、合わせて 411 億 5,890 万円を計上したところでありますが、その後補正予算と平成 29 年度からの繰越事業費繰越額を含めた最終予算額は一般会計 208 億 6,324 万円、特別会計 108 億 3,984 万円、下水道事業会計支出 29 億 1,922 万円、病院事業会計支出 77 億 2,463 万円、合わせて 423 億 4,693 万円となったところであります。

平成 30 年度は、総合計画の着実な推進を図りながら、まちの成長力を確保するために策定された「滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を実行するとともに、厳しい財政事情を鑑み策定された「滝川市財政健全化計画」の実行により、事務事業の見直しによる効率化を図るなど、持続可能な財政基盤を築くための取り組みを推進してまいりました。

基金につきましては、厳しい財政状況にありながら、ふるさと基金ほかで 3 億 2,606 万円を積み立てることができたことなどにより、基金残高総額は前年度比 3 億 2,684 万円の増額となりました。

以下、各会計ごとに主な内容について申し上げます。

一般会計におきましては、予算額208億6,324万円で、歳入206億8,892万円に対し、歳出199億7,226万円で、差し引き7億1,666万円の剰余を生じました。歳入につきましては、収入済額と予算現額を比較しますと1億7,432万円の減となっており、その主な内容は、繰越金3億1,557万円、市税6,949万円、地方交付税6,628万円、寄附金3,693万円、地方消費税交付金1,290万円、分担金及び負担金763万円の増となり、繰入金2億8,567万円、国庫支出金2億3,871万円、市債5,780万円、諸収入4,346万円、使用料及び手数料1,873万円、自動車取得税交付金1,808万円、地方譲与税859万円、道支出金664万円の減となったことなどによりますが、令和元年度に歳入されるべき繰越明許費に係る歳入予算額が国庫支出金で5,449万円、地方債2,260万円、計7,709万円計上されておりますことから、これを差し引いた実質的な歳入は9,723万円の減となったところ です。

一方、歳出におきましても、予算現額と支出済額を比較しますと8億9,098万円の減となっておりますが、下水道事業会計出資金や道営土地改良事業負担金など繰越明許費として令和元年度に繰り越して歳出することと決定した予算額8,357万円が計上されておりますことから、実質的には8億741万円の減となりました。歳入のうち、市税、使用料及び手数料、財産収入などの自主財源は全体の38.2パーセント、地方交付税、国・道支出金、市債などの依存財源は61.8パーセントとなっております。

自主財源の内訳といたしましては、市税43億5,559万円、諸収入12億7,738万円、寄附金8億3,087万円、繰越金6億6,427万円、使用料及び手数料5億1,226万円、分担金及び負担金1億5,796万円、財産収入6,541万円、繰入金3,634万円となり、また依存財源の内訳は、地方交付税66億9,464万円、国・道支出金39億6,706万円、市債10億2,545万円、その他11億171万円となっております。

一方、歳出につきまして性質別に見ますと、扶助費38億8,407万円、補助費等36億6,113万円、人件費33億1,887万円、繰出金22億7,155万円、公債費18億8,489万円、物件費18億7,332万円、貸付金9億2,296万円、維持補修費6億9,956万円、建設事業費6億6,027万円、出資金4億6,880万円、積立金3億2,684万円となっております。

次に、特別会計につきましては、特別会計全体として、歳入106億6,287万円に対し、歳出103億3,494万円で、差し引き3億2,793万円の剰余を生じました。

国民健康保険特別会計では、予算額49億5,972万円で、歳入決算額48億5,470万円、歳出決算額47億9,485万円で、差し引き5,985万円の剰余を生じました。なお、剰余金のうち4,000万円を基金へ繰り入れし、残りを翌年度財源として繰り越しました。

歳入について見ますと、道支出金35億4,760万円、国民健康保険税7億2,799万円、繰入金4億4,609万円、諸収入1億3,302万円となったところです。

一方、歳出について見ますと、保険給付費34億3,164万円、国民健康保険事業費納付金10億9,290万円、諸支出金1億3,450万円、総務費6,770万円、保健事業費4,33

3万円、前年度繰り上げ充用金などその他2,478万円となりました。

公営住宅事業特別会計では、予算額9億2,989万円で、歳入決算額9億5,759万円、歳出決算額9億148万円で、差し引き5,611万円の剰余を生じました。

歳入について見ますと、繰入金3億1,742万円、使用料及び手数料3億1,732万円、市債2億5,270万円、繰越金5,858万円、諸収入1,156万円、財産収入1万円となったところです。

一方、歳出について見ますと、住宅事業費6億7,212万円、公債費1億6,746万円、諸支出金6,190万円となりました。

介護保険特別会計では、まず保険事業勘定で予算額41億3,675万円で、歳入決算額40億2,872万円、歳出決算額38億3,986万円で、差し引き1億8,886万円の剰余を生じました。

歳入について見ますと、支払基金交付金9億9,768万円、国庫支出金9億3,247万円、介護保険料7億9,135万円、繰入金5億9,161万円、道支出金5億6,813万円、その他財産収入、繰越金、諸収入1億4,747万円となったところです。

一方、歳出について見ますと、保険給付費33億8,626万円、地域支援事業費2億8,042万円、総務費1億2,521万円、その他保健福祉事業費、基金積立金、公債費、諸支出金4,797万円となりました。

また、介護サービス事業勘定では、予算額7,828万円で、歳入決算額8,974万円、歳出決算額6,772万円で、差し引き2,202万円の剰余を生じました。

歳入について見ますと、サービス収入6,961万円、繰越金2,005万円、その他繰入金、諸収入8万円となったところです。

一方、歳出について見ますと、サービス事業費6,772万円となりました。

後期高齢者医療特別会計では、予算額6億1,588万円で、歳入決算額6億1,484万円、歳出決算額6億1,376万円で、差し引き108万円の剰余を生じました。

歳入について見ますと、後期高齢者医療保険料4億1,258万円、繰入金2億6万円、繰越金109万円、広域連合支出金などその他111万円となったところです。

一方、歳出について見ますと、後期高齢者医療広域連合納付金5億9,413万円、総務費などその他1,963万円となりました。

土地区画整理事業特別会計では、予算額1億1,932万円で、歳入決算額1億1,728万円、歳出決算額1億1,728万円で歳入歳出同額となっており、剰余金は発生していません。

歳入について見ますと、繰入金7,028万円、市債4,700万円となったところです。

一方、歳出について見ますと、土地区画整理事業費1億1,340万円、公債費388万円となりました。

次に、企業会計について申し上げます。

下水道事業会計の収益的収支では、事業収益12億9,147万円に対し、事業費用12億1,234万円で、7,912万円の純利益となりました。

また、資本的収支では、収入7億7,952万円に対し、支出12億6,901万円で、差し引き不足額4億8,949万円となり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、減債積立金、当年度分損益勘定留保資金で補填をしました。

病院事業会計の収益的収支では、事業収益66億3,502万円に対し、事業費用は67億5,278万円となり、当初予算では9,213万円の純損失を見込んでいましたが、1億1,776万円の純損失となりました。

また、資本的収支では、収入9,300万円に対し、支出5億4,824万円で、差し引き不足額4億5,524万円となり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金で補填をし、なお不足する額は減債積立金で補填しました。

以上、各会計の決算の内容についてご説明申し上げます。

平成30年度決算に基づく健全化判断比率については、今議会において報告第1号、報告第2号として健全化判断比率及び資金不足比率の報告を行ったところでありますが、いずれの指標についても健全段階であります。厳しい財政状況の中、財源補填的な基金を繰り入れずに財政運営が可能となるよう今後より一層財政の健全化を進め、その状況について透明性を持ってお知らせしていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

平成30年度各会計の決算の詳細につきましては、所管部課長等からご説明申し上げますので、よろしくご審議をいただき、ご認定いただきますようお願い申し上げます。

なお、数字等の読み違い等がございましたら、配付をさせていただいております決算書に記載のとおりでございますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます、決算報告といたします。

以上でございます。

○議長 続きまして、監査委員の決算審査報告を求めます。宮崎監査委員。

○監査委員 平成30年度の滝川市各会計の決算及び公営企業会計の決算について審査をいたしましたので、お手元の決算審査意見書に基づいて、以下ご報告いたします。

初めに、滝川市の各会計歳入歳出の決算審査であります、地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により審査をいたしました。

1ページの審査の対象につきましては、一般会計のほか、国民健康保険特別会計、公営住宅事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び土地区画整理事業特別会計の歳入歳出決算及び基金の運用状況であります。

審査の期間及び審査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

審査の結果につきましては、決算書等は法令に準拠して作成されており、表示された計数を関係諸帳簿と照合した結果、正確であると認められ、予算は適正に執行され、予算の流用及び予備費の充用についても適正に処理されていると認められました。また、財産に関する調書並びに基金の運用状況につきましては、44、45ページに記載のとおり計数は正確であり、保管、管理及び運用は適正であると認められました。

2ページの審査の概要及び意見であります、前段の一般会計及び特別会計を合わせた決算状況では、実質収支額は10億3,812万円の黒字となり、また前年度の実質収支額を差し引いた単

年度収支額では一般会計は4,599万7,000円、特別会計は1億3,391万6,000円、総額では1億7,991万3,000円、それぞれ黒字となっております。

中段以降であります。平成30年度予算は総合計画に掲げる重点施策及び主要事業の推進とあわせて、本年5カ年計画の最終年度を迎えました。滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略と財政健全化計画を着実に実践され、栄町3-3地区の再開発事業の完了や移住、定住の促進を図るための新築住宅助成事業を継続するなど、創意工夫を図りながら事業の重点化を行い、予算編成され、市立病院の経営改善や公共施設の見直しなど厳しい財政環境の中ではありますが、財政の健全化を維持しつつ予算を執行されました。

国においては、経済財政運営と経済財政一体改革の推進などの経済対策を実施したところであり、国内の経済情勢を見ますと内閣府の月例経済報告令和元年7月分では、雇用、所得環境の改善が続く中、景気は輸出を中心に弱さが続いているものの穏やかに回復しているとされています。また、道内における景況感は、日銀6月短観によると1年ぶりに改善したと明るい兆しも見られています。

決算の状況であります。歳入においては市税の徴収対策の強化による収納率の向上やふるさと納税のポータルサイトの拡充、新たな返礼品の開発などによる寄附額の大幅な増加が見られ、歳出においては財政健全化計画の着実な実施による経費節減等の効果があらわれている状況がうかがえます。また、経常収支比率であります。依然として高い水準で推移しているものの、平成27年度に97.4パーセントであった同比率は平成29年度に95.5パーセント、平成30年度は94.9パーセントと財政構造の硬直化の解消に向け、少しずつ改善が図られています。

今後普通交付税の減少や社会保障関係経費の増加など一段と厳しい財政運営が予測されますが、10年、20年先の都市像を見据えた未来につながる大胆な行財政改革を推進され、足腰の強い持続可能な財政基盤の確立を目指すとともに、市民生活に必要な都市機能を整備し、行政サービスを低下させない安定的な市政運営を望むものであります。

続きまして、決算概要ですが、3ページには各会計の決算総括表を、4ページの決算収支状況には形式収支額、実質収支額、単年度収支額を、5ページの総計及び純計の決算状況には一般会計、各特別会計、病院事業会計及び下水道事業会計の各会計間で繰り入れ、繰出金などが重複計上されておりますので、これらを控除し、市全体としての純計の決算収支額を記載しております。

6ページの財政指標では財政力指数及び経常収支比率を、7ページ、8ページには基金残高の状況、将来にわたる財政負担として市債の借り入れ、償還状況及び債務負担行為の状況を記載しておりますので、お目通し願います。

次に、各会計別ですが、一般会計につきましては9ページから、特別会計につきましては29ページから、それぞれ決算の概要、歳入及び歳出の概要を記載しておりますので、お目通しを願って、細部の説明は省略させていただきます。

各会計の未収金及び不納欠損状況につきましては、42、43ページに記載しています。43ページの未収金及び不納欠損状況に対する意見でございますが、中段以降になります。未収金及び不納欠損は、市民の受益と負担の公平性を担保する観点から、収納の確保と不納欠損処分に対する一層の慎重かつ適切な対応が求められています。また、滝川市が有する各種債権についても同様に適

切な管理と回収が不可欠であります。

市税の調定額は、一般会計歳入全体の２割を超える重要な自主財源であり、税収を確保することは継続的、安定的な市政運営を行う上で欠かせないものであります。近年納税者にとって利便性の高いコンビニ納付が順調に伸びており、前年度と比較すると市税の全体納付のうち件数では２．５ポイント増の２７．５パーセントに、納付金額では２ポイント増の１６．６パーセントになっており、税収の確保の一助になっています。今後も納税意識の喚起を図り、引き続き収納率の向上に向けた全庁挙げての取り組みを進めるとともに、全ての部局においてその権限に応じた歳入の確保に努められ、自主財源の確保と未収金の縮減に向けた一層の努力を期待するものであります。

次に、公営企業会計の決算審査であります。別冊の決算審査意見書をお開きください。公営企業会計につきましては、地方公営企業法第３０条第２項の規定により審査いたしました。

１ページの審査の対象につきましては、病院事業会計及び下水道事業会計の決算であります。

審査の期間及び審査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

審査の結果及び意見であります。決算報告書及び財務諸表並びに附属書類の計数は正確であり、かついずれも関係法令に準拠して作成されていると認められました。

初めに、病院事業会計でございます。１ページの下から６行目以降ですが、当年度の決算を見ますと損益計算書において収益合計額は前年度と比べ８，９９７万７，０００円（１．３パーセント）減の６６億３，５０１万８，０００円となり、費用合計額は前年度と比べ２，９２２万円（０．４パーセント）減の６７億５，２７７万６，０００円となり、収支は前年度と比べ６，０７５万６，０００円減の１億１，７７５万９，０００円の純損失となったところでありますが、主な要因は医業外収益が１億８，１４９万２，０００円、うち他会計負担金１億８，５２２万３，０００円の増、医業収益が２億４，３０５万６，０００円の減となったことによるものであります。

資金の状況については、業務活動によるキャッシュフローが３億３，４９４万５，０００円のプラス、投資活動によるキャッシュフローが１億４，８２１万８，０００円のマイナス、財務活動によるキャッシュフローが１億７，６２３万６，０００円のマイナスとなった結果、前年度と比べ１，０４９万１，０００円資金が増加し、当期末残高は４，３８５万２，０００円となっております。当年度は、医業収益が減少したため一般会計繰入金１億４，５００万円を増額補正され、医業外収益が増加したものの、さらなる運転資金不足が生じたことから前年度より２億１，０００万円増の８億９，０００万円の一時借入れを行っています。収益の根幹である入院収益及び外来収益などの医業収益は、外来患者数及び入院患者数が減少し、前年度と比べ２億４，３０５万６，０００円の減となり、資本合計はマイナスの状況が続き、当年度末で２１億８，０００万円余りの資本不足となっているほか、未処理欠損金が３９億円を超えており、依然として収支不足の状態が続いています。

平成２９年３月に策定されました滝川市立病院経営計画に基づき経営改善への取り組みを進めてきたところでありますが、今後さらなる経営の合理化、効率化を推進され、目標達成を目指していただきたい。病院事業を取り巻く経営環境は、依然として非常に厳しいものがありますが、今後とも市民に安全で満足度の高い医療を継続していくために医療機関相互の連携強化を図るなど、地域

医療確保のために重要な役割を果たすとともに、職員一人一人の意欲と能力を結集され、環境の変化に対応した柔軟な病院経営に取り組むなど、公的医療機関としての使命である公共の福祉の増進及び医療水準の向上に一層貢献されることを期待するものであります。

次に、下水道事業会計でございます。３段落目以降ですが、当年度の決算を見ますと損益計算書において収益合計額が前年度と比べ２，０９４万９，０００円（１．６パーセント）減の１２億９，１４６万７，０００円、費用合計額が前年度と比べ３，７８５万４，０００円（３．０パーセント）減の１２億１，２３４万２，０００円で、収支は前年度と比べ１，６９０万５，０００円（２７．２パーセント）増の７，９１２万４，０００円の純利益となったところであります。費用では、利率の高かった企業債が減少しているほか、企業債の借入額が償還額を下回っている状態が続き、支払利息が減少していることが主な要因であります。

資金の状況については、業務活動によるキャッシュフローが５億８，８９８万８，０００円のプラス、投資活動によるキャッシュフローが３億３，９６１万７，０００円のマイナス、財務活動によるキャッシュフローが１億７，５１７万２，０００円のマイナスとなった結果、前年度と比べ７，４２０万円資金が増加し、当期末残高は５億１，９７９万９，０００円となっており、今後も引き続き安定的な資金運営となるよう努めていきたい。

企業債の平成３０年度末残高は６億５２７万６，０００円と前年度と比べ４億９，６２５万５，０００円の減となり、企業債元金の償還額は８億２，８９５万５，０００円と前年度と比べ１億４，２９８万５，０００円の減となったところでありますが、公共下水道では経営分析による企業債償還額対減価償却額比率が１０４．７パーセントと前年度より比率が減少し、改善されてはいるものの、依然として内部留保資金による償還能力が低い状態が続いております。また、経営成績の指標である特別損益を除く経営的な収支を示す経常収支比率が１０６．０パーセントと単年度黒字ではあったものの、営業費用が営業収益で賄われているかを示す営業収支比率が８７．８パーセントと昨年度と比べて減少し、１００パーセントを下回っている状態が続いていることから、今後においても改善に向けた取り組みを図っていただきたい。

今後の経営見通しについては、企業債残高の減少により支払利息が減少していく見込みがあるものの、下水道管の老朽化による更新に伴い増加していくと思われる企業債の借り入れ増や減価償却費の増などが見込まれるほか、収益の根幹である下水道使用料が人口減や節水意識の高まりによる減少傾向で厳しい経営状況が続くと予想されます。下水道事業が普及促進から維持管理へと向かっている中で下水道が担う役割を今後も果たしていくためには、資金収支に十分配慮しながら、更新コストや財源確保の方法などを検討され、計画的かつ効率的に設備の更新を行うなど、安定的な経営に努められるよう望むものであります。

なお、業務実績、収益的収支、資本的収支の概要及び経営の状況につきましては、病院事業会計は５ページから９ページにかけて、下水道事業会計は１５ページから１９ページにかけて記載しており、各会計の過年度未収金及び不納欠損状況につきましては２４ページに記載しておりますので、それぞれお目通し願います。

以上で平成３０年度滝川市各会計決算審査報告及び滝川市公営企業会計決算審査報告を終わります。

すが、数字等の読み違いなどございましたら、配付をさせていただいております意見書に記載のとおりでございますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 一括議題のうち議案第11号及び選任第1号は、説明、質疑、討論を省略して直ちに一括採決いたしたいと思います。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略して一括採決いたします。

議案第11号及び選任第1号の2件をいずれも可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第11号及び選任第1号の2件は、いずれも可決されました。

議案第11号が可決されたことによりまして、一括議題のうち残りの認定第1号から第8号までの平成30年度滝川市各会計決算の認定につきましては、それぞれ決算審査特別委員会に付託することに決しました。

◎休会の件について

○議 長 お諮りいたします。

決算審査特別委員会の開会等により、9月5日から9月16日までの12日間を休会したいと思います。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、9月5日から9月16日までの12日間を休会することに決しました。

◎散会宣告

○議 長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 0時06分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

令和 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員